

令和5年度 石川県教育費負担軽減奨学金 追加支給のご案内(県外校分)  
(能登半島地震災害関係 制服購入加算)

既に令和5年度に奨学金を受給済みの世帯で、令和6年能登半島地震により制服を喪失・毀損し、再度の購入が必要な場合に、今回、追加で支給します。

- 追加支給対象・・・以下の全てを満たす世帯が対象となります。
  - 令和6年1月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
  - 令和6年1月1日現在、対象となる生徒が就学支援金支給対象である私立高等学校等に在学していること
  - 令和5年度の住民税課税情報に基づき支給認定を受け、既に給付金を受給した世帯（家計急変支援世帯を含む）
  - 着用を義務付けられている制服が、令和6年能登半島地震により喪失・毀損し、再度、購入が必要である場合

2. 給付額

対象の生徒1人につき下記の給付額が支給されます。

制服購入加算分（対象者のみ）

対 象	給付額
着用を義務付けられている制服が、令和6年能登半島地震により喪失・毀損し、再度、購入が必要である場合	81,000円

3. 申請方法

石川県外の学校に在学する生徒は、令和6年2月29日（木）までに必要書類を下記提出先に郵送にて提出してください

【必要書類】

誓約書

※振込先を変更する場合には、債権者登録申出書を再度提出ください。

※既に認定済の申請書からの内容の変更の有無についてチェック欄があります。

必ずご確認ください。

【提出・お問い合わせ先】

石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループあてに郵送により提出してください。

(住所) 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

(TEL) 076-225-1233 (FAX) 076-225-1234

(MAIL) e110300b@pref.ishikawa.lg.jp